

千葉市車両広告物デザイン等指導要綱

(目的)

第1条 本要綱は、車両広告物について都市景観を向上させる優れたデザイン誘導を行うため、事業者等及び交通事業者等に対する広告デザイン等に係る行政指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両広告物 千葉市屋外広告物条例（平成3年千葉市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第1項の許可を受けなければならない自動車及び鉄道等車両及びモノレール車両に表示する広告物又はこれらのものに広告物を掲出する物件（路線バスの外側板のみを利用するものを除く。）をいう。
- (2) 事業者等 車両広告物の表示又は設置について前号の許可を受けようとする事業者又は個人及び当該車両広告物の意匠設計者をいう。
- (3) 交通事業者 車両広告物の媒体となる車両を用いて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営業者、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第1種鉄道事業若しくは同条第3項に規定する第2種鉄道事業を営業者又は軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道営業者をいう。

(車両広告物のデザイン等)

第3条 事業者等は、車両広告物のデザイン等について千葉市屋外広告物条例施行規則（平成4年千葉市規則第66号。以下「規則」という。）第4条に規定する別表第2の2、2の3に掲げる事項のほか次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 識別性の確保に関する次に掲げる事項

ア 路線バスについては、広告表示によりバス会社等の識別性を低下させないよう車両の各側面及び後部面にバス会社名等を表示すること。また、これらの表示は、著しく低い位置での表示を避け、当該表示部分の地色が広告表示と紛らわしくない色である等認識しやすいものであること。

イ 鉄道車両については、路線等の識別性を低下させないよう十分配慮すること。

(2) 交通安全の確保に関する次に掲げる事項

ア 窓面より上部には、文字、数字等を使用しないこと。

イ 多数の文字、数字、図柄等を使用することにより、過密した印象を与えないようにすること。

- ウ 4コマ漫画等ストーリー性のある図柄は使用しないこと。
- エ 一表示面の中で同内容の表示を繰り返し使用しないこと（商標、図柄を除く。）。

(3) 景観への配慮に関する次に掲げる事項

- ア 走行する路線全ての景観と調和したデザインにすること。
- イ 広告を表示しない部分の色と調和したデザインにすること。
- ウ 地色又は広範囲に使用する色彩は、マンセル表色系において彩度10以下でかつ明度3以上とすること。
- エ 高彩度色同士の組み合わせ、補色使い及び多色使いは避けること。

(4) 市民感情への配慮に関する次に掲げる事項

- ア 性や暴力を意識させるものは表示しないこと。
- イ 青少年の射幸心を煽る等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。
- ウ 身体の一部等を強調するものは表示しないこと。
- エ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。
- オ 市民に畏怖、違和感等を与える蓋然性が高いものは表示しないこと。

(自主審査機関等)

第4条 交通事業者は、車両広告物を表示させる場合には、車両広告物のデザイン等に係る自主審査機関を設置し、当該車両広告物について自主審査を行うものとする。ただし、当該交通事業者を代表する団体が自主審査機関を設置し、自主審査を行う場合においてはこの限りでない。

2 前項の自主審査機関を設置したときは、交通事業者又はこれを代表する者は、前条及び規則第4条に規定する別表第2の2、2の3に掲げる事項に基づき自主審査基準を策定するものとする。

(報告の聴取、助言等)

第5条 市長は、この要綱の目的を達するために必要な限度において、事業者等及び交通事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(事前協議)

第6条 車両広告物の許可申請にあたり条例第6条第1項第1号又は同項第2号に該当する者は、当該車両広告物を表示又は設置する日の30日前までに、次に掲げる図書を都市局都市政策課都市景観デザイン室に提出して、事前協議を行うものとする。

- (1) 意匠図（色彩については、マンセル表色系で表した値が示されているもの又は実際の色見本が添付されているもの）

- (2) 面積計算表（バスにおいては、千葉市バス・ラッピング広告の許可基準に係る面積計算取扱要領に基づき作成する。）
- (3) 車両広告物デザインチェックシート（別紙1）

（補則）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

車両広告物デザインチェックシート

1 広告主	名 称
	所在地
	連絡先
	業 種
2 広告意匠設計者	名 称
	所在地
	連絡先
	担当者
3 広告内容	
4 意匠全体の 設計方針	
5 デザイン案説明	デザイン設計上の配慮点（指導要綱の基準との適合性等）
(1) 識別性の確保 に関する事項	
(2) 交通安全の確保 に関する事項	
(3) 景観への配慮 に関する事項	
(4) 市民感情への配慮 に関する事項	